(6) 隣接チャネル漏えい電力は、一、二五〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントの変調をするために必要な入力電圧より一〇デシベル高い入力電圧を加えた場合において、次の値であること。

(イ) 周波数偏移が（±）二・五kHz以内のものにあつては、搬送波の周波数から一二・五kHz離れた周波数の（±）四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値

(ロ) 周波数偏移が（±）二・五kHzを超えるものにあつては、搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の（±）八kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六五デシベル以上低い値。

ロ 陸上移動局、指令局又はＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものを除く。）の送信装置

(1) イの(1)から(6)までの条件に適合すること。

(2) 発振方式は、発振周波数を水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式であること。

(3) 送信する電波の周波数は、受信する電波の周波数より八〇MHz高いものが自動的に選択されること。

(4) 電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものは、別に告示する条件によつて接続時に電力増幅器を識別し、動作を開始するものであること。

二 次の条件に適合する制御装置を装置していること。

イ ＭＣＡ制御局又はＭＣＡ陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（ＭＣＡ制御局と送信装置を共用するものに限る。）の制御装置

(1) 制御信号（終話信号を含む。以下この条において同じ。）は、次のとおりであること。

(イ) 符号形式は、ＮＲＺ符号であること。

(ロ) 信号伝送速度は、毎秒一、二〇〇ビット（許容偏差は、百万分の一〇〇とする。）であること。

(ハ) ＭＳＫ方式により変調されたものであつて、マーク周波数が一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数が一、八〇〇ヘルツ（許容偏差は、それぞれ百万分の一〇〇とする。）であるものであること。

(ニ) 信号のレベルは、周波数偏移を（±）五kHz以内に保持するものであること。

(2) 総務大臣が別に告示する条件に適合する記憶装置を備え付けていること。

(3) 連絡の設定のための制御信号の伝送方式は、タイムスロットランダムアクセス方式であること。

(4) 通話の接続の方式は、待時式であること。

(5) 通話に使用する電波の周波数を指示した後、当該通話に係る通信の中継を終了するときは、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。

(6) 通話に使用する電波の周波数及び通話時間（最大一八〇秒とする。）を指示する制御信号の送出を開始してから通話時間経過後三秒以内に、自動的に当該指示に係る周波数の電波により終話信号を送出すること。